

第70回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント
2階 万里

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

目次

イワキグループ経営理念体系
第70回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

イワキグループ経営理念体系

経営理念

常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。

ありたい姿

これからの暮らしの流れを支える
Aid daily life globally, evolving for future needs.

経営姿勢

価値ある製品・サービス・雇用を提供し、
ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、
事業活動に反映させる。

行動姿勢

何に対しても前向きに、
創造性・独自性をもって、
最後まで諦めない。

ありたい姿の実現と共に、私たちは多様なステークホルダーの皆さまと信頼関係を築き、共感を得ることで応援される企業グループであり続けたいと考えています。そのためには、事業の成長を追求するだけでなく、持続可能な社会の実現に向け、環境や社会にも配慮した取り組みを進めることも重要です。ステークホルダーの皆さまにとって価値ある存在であり、愛される企業グループを目指して、さらなる努力を続けてまいります。

証券コード6237
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
株 式 会 社 イ ワ キ
代表取締役社長 藤 中 茂

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.iwakipumps.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6237/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「イワキ」または「コード」に当社証券コード「6237」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただくほかに、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法の詳細につきましては、後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階 万里
3. 目的事項
報告事項 1. 第70期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に挙げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)



書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の
替否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

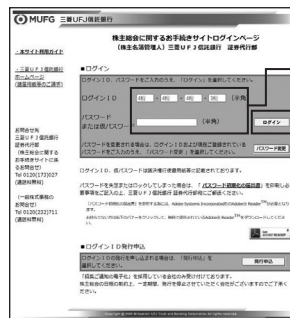
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な
場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的かつ持続的な利益還元に努めるため、配当性向30%超を重要な指標としております。

2025年3月期の期末配当金につきましては、2015年に策定した長期構想である「イワキグループ10年ビジョン」において、「2025年3月期連結売上高400億円、営業利益率10%」を定量目標と設定し、事業を行ってまいりましたが、本定量目標は、1年前倒しの2024年3月期に達成することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、2025年3月期の1株当たり期末配当金につきましては、38円の普通配当に、「イワキグループ10年ビジョン」目標達成記念配当として7円を加え、1株当たり45円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円（普通配当38円・記念配当7円）

配当総額は995,182,065円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	ふじ なか しげる 藤 中 茂 (1964年12月20日生)	1989 年 4 月 当社入社 2006 年 1 月 当社技術本部企画推進部長 2006 年 5 月 当社取締役経営企画室室長 2007 年 2 月 当社常務取締役・経営企画室室長 2008 年 2 月 当社専務取締役 2009 年 2 月 当社代表取締役社長（現任） 2015 年 6 月 当社安全保障輸出管理室・内部監査室担当（現任） 2019 年 6 月 当社品質保証本部担当（現任） 2020 年 6 月 当社経営統括担当（現任）	1,848,528株
	【取締役候補者とした理由】 藤中茂氏は、当社での豊富な経験や、それにより培われた高い見識を活かし、2006年5月から当社経営に携わり、特に2009年2月から代表取締役社長として当社の経営全般をリードし、持続的な成長を達成してきました。今後も経営統括を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	うち だ ひで き 打 田 秀 樹 (1956年10月21日生)	1981 年 4 月 当社入社	173,951株
		2009 年 1 月 当社執行役員国内営業本部副本部長	
		2010 年 6 月 当社取締役製品企画本部長	
		2011 年 6 月 当社取締役国内営業本部長	
		2015 年 6 月 当社常務取締役	
		2018 年 6 月 当社営業統括・国内営業本部・メンテナンス本部担当（現任）	
		2019 年 6 月 当社海外営業本部・営業業務部担当（現任）	
		2020 年 6 月 当社専務取締役・事業統括担当（現任）	
		2021 年 4 月 当社テクノエコー本部担当（現任）	
2022 年 4 月 当社海外事業室担当（現任）			
【取締役候補者とした理由】 打田秀樹氏は、長年にわたり国内外の営業経験や、製品についての豊富な知識、それにより培われた高い見識を活かし、2010年6月から取締役製品企画本部長として当社の経営全般をリードし、持続的な成長を達成してきました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を実行できる人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
3	かや はら とし ひろ 茅 原 敏 広 (1948年12月14日生)	1974 年 4 月 三浦工業株式会社入社	6,855株
		1991 年 6 月 同社取締役技術部長	
		1994 年 4 月 株式会社三浦研究所代表取締役社長	
		1995 年 6 月 同社常務取締役テクノ事業本部長	
		1998 年 6 月 同社常務取締役ボイラ事業本部長	
		2003 年 6 月 同社常務取締役技術開発本部長	
		2009 年 10 月 愛媛大学工学部技術アドバイザー	
		2010 年 4 月 岡山理科大学工学部非常勤講師	
		2011 年 6 月 当社社外取締役（現任）	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 茅原敏広氏は、長年にわたる上場企業での取締役としての経験や産業機械業界に関する豊富な知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためであります。また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員及び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能を担っており、引き続き、当社の経営全般に適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	とみ やす たか こ 富 安 貴 子 (1969年4月28日生)	1988 年 3 月 日本エンバイロ工業株式会社入社 東京支店小山センター勤務 2010 年 4 月 同社課長 2013 年 4 月 同社部長心得兼小山センター所長 2014 年 4 月 同社営業企画本部兼東地区本部長 2015 年 5 月 同社取締役 2020 年 4 月 同社営業本部長兼営業企画本部長 2024 年 6 月 当社社外取締役（現任）	146株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 富安貴子氏は、日本エンバイロ工業株式会社での取締役としての経験や環境関連に関し て、長年にわたる豊富な知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活 動に助言をいただくためであります。また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中 立的な立場で当社の役員及び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程にお ける監督機能を担っており、同氏が、引き続き、当社の経営全般に適切な監督機能を発 揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役候補者としてしまし た。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株主名簿に基づき株式数を記載しております。また、イワキ役員持株会における本人持ち分も含めて記載しております。
3. 茅原敏広氏及び富安貴子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 茅原敏広氏及び富安貴子氏は、現に当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって茅原敏広氏が14年、富安貴子氏が1年となります。
5. 当社は、茅原敏広氏及び富安貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第31条に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者である茅原敏広氏及び富安貴子氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善が進む中で緩やかな回復基調にありますが、物価上昇は依然として収束の兆しが見られず、米国の関税政策の動向をはじめ、景気の先行きはなお不透明な状況が続いております。

こうした状況の下、企業価値向上に向け「オールイワキで世界No. 1 を提供する」べく、国内では「ソリューションで勝つ」を基本方針にした活動を展開、海外においては世界15ヵ国20社の関係会社と連携し販売拡大を図ってまいりました。その結果、「イワキグループ10年ビジョン」の定量目標である「2025年3月期連結売上高400億円、営業利益率10%」は、前連結会計年度に引き続き達成することができました。

市場別における強化市場の売上は、半導体・液晶市場6,875百万円（前年比12.3%減）、医療機器市場8,300百万円（前年比1.6%増）、水処理市場10,994百万円（前年比8.9%増）、新エネルギー市場779百万円（前年比30.5%減）となりました。

地域別では、国内は、医療機器市場、水処理市場、化学市場が牽引し、売上高は21,704百万円（前年比5.1%増）となりました。海外について、米国は、医療機器市場及び主要市場である水処理市場の伸長と為替影響により、売上高は7,241百万円（前年比2.8%増）となりました。欧州は、医療機器市場の伸長と為替影響により、売上高は6,022百万円（前年比5.6%増）となりました。アジア地域は、韓国・台湾向け半導体・液晶市場が低調に推移しましたが、化学市場の伸長により、売上高は2,778百万円（前年比7.9%増）となりました。中国は、半導体・液晶市場、医療機器市場の不調が続いており、売上高は5,619百万円（前年比15.2%減）となりました。

製品別では、主力製品であるマグネットポンプ、定量ポンプが全体を牽引しております。半導体・液晶市場の落ち込みの影響を受け、同市場をメインとする空気駆動ポンプは売上高4,845百万円（前年比15.3%減）となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の連結売上高は45,763百万円（前年比2.7%増）となりました。

低迷が続いている半導体・液晶市場向け製品を中心に計上した棚卸資産の評価減などによって売上原価率が上昇しましたが、イワキ香港グループ、イワキ上海の子会社化に伴い発生していた無形資産に係る償却費の減少などにより、営業利益は5,845百万円（前年比7.0%増）、経常利益は6,517百万円（前年比4.7%増）となりました。前述の評価減計上については税務上費用とされないことから、税金等調整前当期純利益に占める法人税の比率が上昇しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は4,468百万円（前年比0.2%増）となりました。

なお、当社グループはケミカルポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

製品別売上高の状況

品 目	第69期（2024年3月期）		第70期（2025年3月期）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
マ グ ネ ッ ト ポ ン プ	百万円 14,337	% 32.2	百万円 15,055	% 32.9
定 量 ポ ン プ	7,166	16.1	8,080	17.7
空 気 駆 動 ポ ン プ	5,721	12.8	4,845	10.6
回 転 容 積 ポ ン プ	3,000	6.7	3,423	7.5
エ ア ー ポ ン プ	2,458	5.5	2,613	5.7
シ ス テ ム 製 品	2,549	5.7	2,691	5.9
仕 入 商 品	2,951	6.6	3,161	6.9
そ の 他	6,353	14.3	5,891	12.9
合 計	44,539	100.0	45,763	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,733百万円であります。

その主なものは、建物及び構築物、製品生産のために新規及び更新で製作した成型金型、品質・信頼性向上のために導入した試験・検査装置、社内業務で使用するパソコン・サーバ及び周辺機器であります。

③ 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております（総額5,100百万円）。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (2022年 3 月期)	第 68 期 (2023年 3 月期)	第 69 期 (2024年 3 月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	32,439	37,730	44,539	45,763
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,396	4,257	4,459	4,468
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	109.37	193.94	202.32	202.15
総 資 産 (百万円)	37,963	45,251	49,098	54,150
純 資 産 (百万円)	25,251	28,869	33,521	38,109
1 株当たり純資産 (円)	1,149.41	1,306.53	1,507.33	1,713.11

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (2022年 3 月期)	第 68 期 (2023年 3 月期)	第 69 期 (2024年 3 月期)	第 70 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	25,622	27,902	27,973	29,627
当 期 純 利 益 (百万円)	2,227	2,861	3,365	4,187
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	101.66	130.35	152.67	189.45
総 資 産 (百万円)	31,350	33,942	36,356	38,109
純 資 産 (百万円)	19,464	21,325	23,629	26,467
1 株当たり純資産 (円)	888.58	970.61	1,070.17	1,196.79

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
Iwaki Europe GmbH	EURO 511,291.88	100.0%	各種ポンプの組立、販売
Iwaki Nordic A/S	DKK 1,492,000.00	100.0% (60.0%)	各種ポンプの販売、システム製品 の組立、販売
Iwaki Suomi Oy	EURO 42,046.98	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Norge AS	NOK 1,150,000.00	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Sverige AB	SEK 500,000.00	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki America Incorporated	US\$ 7,735.00	100.0%	各種ポンプの組立及びコントロ ーラの製造、販売
Iwaki Singapore Pte Ltd	SG\$ 1,000,000.00	88.9%	各種ポンプの販売
IWAKIm SDN. BHD.	MYR 1,000,000.00	100.0%	各種ポンプの販売
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	BRL 1,640,000.00	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
易威奇有限公司	HKD 12,800,000.00	100.0%	各種ポンプの販売
広州保税区易威奇工贸有限公司	US\$ 600,000.00	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
易威奇泵业贸易（深圳）有限公司	CNY 500,000.00	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
易威奇化工泵（広東）有限公司	US\$ 2,000,000.00	100.0% (100.0%)	各種ポンプの組立
易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司	US\$ 600,000.00	90.0%	各種ポンプの販売

(注) 議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

①新長期ビジョン 「イワキグループビジョンNEXT10」

当社グループは、経営理念である「常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。」の実現に向け、10年後のありたい姿として新たな長期ビジョン「イワキグループビジョンNEXT10（以下、NEXT10）」を策定いたしました。

当社グループが提供する製品・サービスは、世界中のあらゆる場所で、人々の暮らしの流れを支えているものと自負しております。激しい変化が予想されるこれからの10年においても、暮らしの流れを支え続けていく企業グループでありたいとの想いを込め、NEXT10では基本方針と併せて以下の内容を定性目標として設定しております。

・ 定性目標

ありたい姿	これからの暮らしの流れを支える Aid daily life globally, evolving for future needs.
基本方針	事業活動を通じて世界中の IWAKI ファンを増やし、 持続可能な世の中づくりに貢献する。

また、定量目標として以下を設定しており、その達成に向けバックキャストにより設定した、6つの新たな取り組みを重要テーマとして設定しております。

・ 定量目標（2035年3月期）

連結売上高	1,000億円
連結営業利益率	15%以上を維持継続

・ 重要テーマ

1. 海外市場における水処理ニーズへの貢献拡大
2. 水素をはじめとした次世代エネルギー社会づくりへのチャレンジ
3. グローバル製品の企画
4. グローバル調達の拡大
5. DXによる生産性・働きやすさ向上
6. ESG経営の推進

②中期経営計画2027

NEXT10では、2035年3月期までの10年間を、ホップ・ステップ・ジャンプの3つの期間に分けて取り組みを行ってまいります。ホップ期である2026年3月期から2028年3月期までの計画「中期経営計画2027」については、着実な成長と、将来の飛躍に向けたNEXT10重要テーマの基盤固めを実行する計画としています。

・財務目標（2028年3月期）

連結売上高	530億円
国内売上高	235億円
海外売上高	295億円
連結営業利益	69億円
連結営業利益率	13%
ROE	12%以上の維持
在庫回転日数	150日

・キャッシュアロケーション

キャッシュイン	営業キャッシュフロー	約 190億円
	外部調達	約 30億円
キャッシュアウト	成長・基盤投資	約 80億円
	株主還元	約 60億円
	手元資金	約 80億円

③サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、持続可能な社会の実現に向けて、環境、社会、ガバナンスの各分野で一層の貢献をしてまいります。これにより、ステークホルダーの皆様からの信頼を得るとともに、末永くご支持いただける関係を築き、新たなつながりも育んでいける企業グループを目指して努力を続けてまいります。その実現に向け、当社グループではサステナビリティ基本方針に基づき、マテリアリティ（重要課題）を特定しております。これら課題への取り組みを通じ、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

・イワキグループ サステナビリティ 基本方針

・私たちは、環境課題・社会課題の解決につながる製品・サービスを積極的に開発・提供します。
・私たちは、事業活動で生じる環境負荷を低減します。
・私たちは、すべての人の人権を尊重します。
・私たちは、多様な人材が安心・安全・健康に、それぞれ活躍できる基盤を整備します。
・私たちは、法令・社会規範を遵守し、公正・透明な経営を推進します。
・私たちは、外部の客観的かつ多様な視点を取り入れ、ステークホルダーの声に誠実に応えます。

・マテリアリティ

マテリアリティ	内容
地球環境との共生	・廃棄物の削減 ・脱炭素への対応 ・水質保全への貢献 ・環境配慮製品の提供
製品の安全性と品質の追求	・安全性・品質の追求 ・顧客対応能力の向上
環境や人権に配慮した調達の推進	・持続可能なサプライチェーン管理
持続的成長を支える人材基盤の整備	・人材の育成 ・多様な人材の確保 ・職場環境の整備
ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底	・ガバナンスの強化 ・コンプライアンス経営の推進

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社イワキ）、子会社15社及び関連会社5社で構成され、化学薬品等の薬液移送に使用されるケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の開発、製造、仕入及び販売（輸出入を含む）を主な事業として営んでおり、また、それに附帯する製品の修理及びアフターサービス並びに設置工事を行っております。

当社グループは、ケミカルポンプを中心とした流体制御製品を幅広い産業分野に提供しており、様々な業界の多様なニーズに的確に応えるために、マグネットポンプ、定量ポンプ、空気駆動ポンプ、回転容積ポンプ、エアーポンプ、システム製品を展開しております。

各製品の主な販売市場は、以下のとおりです。

製 品	主 な 販 売 市 場
マグネットポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）
定量ポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）
空気駆動ポンプ	半導体・液晶市場
回転容積ポンプ	医療機器市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）
エアーポンプ	医療機器市場、水処理市場、その他（食品・製紙等）
システム製品	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当社

名 称	所 在 地		
本 社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号		
国内営業本部	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号		
海外営業本部	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号		
埼玉工場	埼玉県狭山市広瀬台2-1-4		
三春工場	福島県田村郡三春町大字鷹巣沼倉40-1		
技術センター	埼玉県入間郡三芳町藤久保462-1		
支 店	東京支店	大阪支店	名古屋支店
	九州支店	仙台支店	静岡支店
営 業 所	広島営業所	新潟営業所	熊谷営業所
	水戸営業所	松本営業所	高松営業所
	札幌営業所		
事 業 所	西日本事業所（東大阪市）、メンテナンス本部（狭山市）、テクノエコ ー本部（入間市）、システム事業所（入間郡三芳町）		

②子会社

名 称	所 在 地
Iwaki Europe GmbH	ドイツ連邦共和国ヴィリッヒ市
Iwaki Nordic A/S	デンマーク王国ヒレズ市
Iwaki Suomi Oy	フィンランド共和国ケラバ市
Iwaki Norge AS	ノルウェー王国オスロ市
Iwaki Sverige AB	スウェーデン王国タビー市
Iwaki America Incorporated	アメリカ合衆国マサチューセッツ州
Iwaki Singapore Pte Ltd	シンガポール共和国
IWAKIm SDN. BHD.	マレーシア連邦セランゴール州
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州
易威奇有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
広州保税区易威奇工贸有限公司	中華人民共和国広東省広州市
易威奇泵业贸易（深圳）有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
易威奇化工泵（広東）有限公司	中華人民共和国広東省江門市
易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市

(7) **使用人の状況** (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,121名	3名減

(注) 使用人数には、パートタイマーの平均109名は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
788名	－	42.6歳	18.3年

(注) 使用人数には、パートタイマーの平均96名は含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,203,261千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	767,575千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	129,624千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 81,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,490,910株
- ③ 株主数 2,761名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数	持株比率
CHARON FINANCE GMBH PRESIDENT OF MANAGEMENT VERDER ANDRIES JAN	2,707,900株	12.24%
株式会社藤中ホールディングス	2,700,000株	12.21%
藤中 茂	1,843,408株	8.33%
藤中 留美	1,727,020株	7.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,593,500株	7.20%
イワキ産業株式会社	856,750株	3.87%
藤中 裕子	692,470株	3.13%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / AIF CLIENTS ASSETS	535,800株	2.42%
イワキ従業員持株会	506,840株	2.29%
藤中 秀子	397,590株	1.79%

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況**

当社は、2018年6月28日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年7月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月2日付で取締役（社外取締役を除く）2名に対し自己株式23,984株の処分を行っております。

⑦ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(2) **新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）**

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の重要な兼職状況
取締役社長 （代表取締役）	藤 中 茂	経営統括・安全保障輸出管理室・内部監査室・品質保証本部
専務取締役	打 田 秀 樹	事業統括・国内営業本部・海外営業本部・メンテナンス本部・テクノエコー本部・営業業務部・海外事業室
取 締 役	茅 原 敏 広	
取 締 役	富 安 貴 子	
常 勤 監 査 役	小 島 隆 史	
常 勤 監 査 役	三 宅 一 郎	
監 査 役	長 澤 正 浩	長澤公認会計士事務所 代表 株式会社東京個別指導学院 社外監査役 LE.O.VE株式会社 社外監査役
監 査 役	細 谷 義 徳	敬和綜合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役茅原敏広氏及び取締役富安貴子氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査役長澤正浩氏及び監査役細谷義徳氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役長澤正浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役細谷義徳氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年6月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、小倉健一氏は取締役を辞任いたしました。

② 取締役及び監査役のスキルマトリックス

		経営全 般・マ ネジメ ント	製造・ 技術・ 研究開 発	マーケ ティン グ・営 業	財務・ 会計・ ファイ ナンス	IT・デ ジタル	サステ ナビリ ティ	法務・ コンプ ライア ンス	人事戦 略	グロー バルビ ジネス
取 締 役	藤 中 茂	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎
	打 田 秀 樹	◎	○	◎	○		○	○	◎	◎
	茅 原 敏 広 (社外取締役)	◎	◎	◎						
	富 安 貴 子 (社外取締役)	◎		◎						
監 査 役	小 島 隆 史			◎				◎		
	三 宅 一 郎			◎						◎
	長 澤 正 浩 (社外監査役)				◎					◎
	細 谷 義 徳 (社外監査役)							◎		◎

※◎：主、○：副

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および子会社のすべての役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役の報酬については月額基本報酬のみとし、役割や業務分担に応じて取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会にて承認された報酬総額を上限として、月額基本報酬のみで構成されております。各監査役個別の報酬は、各監査役の役割、業務分担に応じた定額を支給しており、監査役の協議により決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、第71期（2025年4月～2026年3月）においても役員報酬等の内容の決定に関して同様な方針、同様な算式を以て運用します。

※以下、文中において、業績連動報酬の算定にかかる指標である税引後営業利益はNOPAT（Net Operating Profit After Tax）とします。

又、EPSはNOPATを発行済株式数（期中平均株式数）で除した数値とします（一株当たりNOPAT）。

a. 基本報酬に関する方針

従業員の最高年収をベースに算出した取締役報酬月額基本単位（基礎額）に各役職の係数を乗じて、基本報酬としており、以下の算式により算出されます。

なお、取締役個人別の報酬は、h表による役職係数を基本に算出します。

※当該年度配分率＝当該年度の役職係数の和÷基準（第65期）役職係数の和9.7

・基本報酬＝取締役報酬月額基本単位（基礎額）計×役職係数の和＋当該年度予算のNOPAT×4％×当該年度配分率

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標はNOPATとその予算達成率及びEPSの成長率を組合わせたものを業績連動指標としております。

NOPATは、本業の儲けを示す指標と言われており、よりフリーキャッシュフローに近い値であり、株式市場の関心も高く、加えてEPSは株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標としております。

- ・業績連動報酬＝NOPAT×3%×（NOPAT÷予算NOPAT 下限0、上限2.0）×当該年度配分率＋NOPAT×1%×（当該年度のEPS成長率 下限0、上限2.0）×当該年度配分率

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等にかかる業績指標はNOPATとその予算達成率及び翌年度予算のEPSの成長率を組合わせたものを指標としております。

- ・非金銭報酬＝NOPAT×1%×（NOPAT÷予算NOPAT 下限0.5、上限2.0）×当該年度配分率＋NOPAT×1%×〔直近年度EPS成長率（当該年度EPS成長率＋翌年度EPS成長率）÷2（下限0.5、上限2.0）〕×当該年度配分率

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬及び非金銭報酬を合わせた割合を予算時に50%まで徐々に増やしていく方針であります。

第70期（2024年4月1日～2025年3月31日）

	月額固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
予算時	48.7%	26.7%	13.9%
決算時	48.7%	27.5%	14.2%

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記 a 基本報酬は、毎月支給することとし、各業績連動報酬及び各非金銭報酬に関しては、当該各年度に係る株主総会終了後、それぞれに係る算式により算出された金銭（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式（非金銭報酬）を支給又は付与します。譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除きます。以下本 c において同じ。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、概要以下を含む条件にて、当社の株式を交付します。

i. 譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、当社の株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。

ii. 無償取得事由

当社は、正当な理由によらない定めた役務提供期間途中の退任、法令又は社内規則の違反その他の当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

h. 当事業年度及び翌事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標および実績
各役職毎の係数

※EPSはNOPATを発行済株式数（期中平均株式数）で除したもの（一株当たりNOPAT）

	代表取締役社長	専務取締役	常務取締役	取締役	取締役 (使用人兼務)	各期役職 係数計
第70期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7
第71期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7

(a) 第70期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標（千円）	実績
第70期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算 NOPAT配分	40%	106,077	—
第70期	賞与評価	当該年度NOPAT 配分、EPS成長率	40%	—	109,897
第70期	中長期評価 (RS)	当該年度NOPAT 配分、（予算）EPS 成長率	20%	—	56,581

(b) 第71期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標（千円）	実績
第71期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算 NOPAT配分	40%	122,543	—
第71期	賞与評価	当該年度NOPAT 配分、EPS成長率	40%	—	—
第71期	中長期評価 (RS)	当該年度NOPAT 配分、（予算）EPS 成長率	20%	—	—

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	394 (16)	205 (16)	109 (0)	78 (0)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (15)	60 (15)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	454 (31)	265 (31)	109 (0)	78 (0)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標はNOPATであり、その実績は3,899,404千円であります。当該指標は、本業の儲けを示す指標と言われており、よりフリーキャッシュフローに近い値であり、株式市場の関心も高く、加えてEPS（1株当たりNOPAT）は株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標として選択しております。
- 当社の業績連動報酬は、職位別の当期役職係数に応じて、当該年度配分率を乗じたNOPATの3%に予算達成率を乗じて、同NOPATの1%にEPS成長率を乗じて算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は1名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第63回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、9名です。更に、2021年6月29日開催の第66回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、2名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役茅原敏広氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。
 - ・取締役富安貴子氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。
 - ・監査役長澤正浩氏は、長澤公認会計士事務所の代表及び株式会社東京個別指導学院、LE.O.VE株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役細谷義徳氏は、敬和綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況・発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 茅 原 敏 広	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員及び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 富 安 貴 子	2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員及び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 長 澤 正 浩	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 細 谷 義 徳	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	61,207	—
連結子会社	—	—
計	61,207	—

b. 監査公認会計士等と同一ネットワーク（KPMGメンバーファーム）に属する組織に対する報酬
(a. を除く)

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	—
連結子会社	55,131	6,224
計	55,131	6,224

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるIwaki America Incorporated、Iwaki Europe GmbHは、KPMGメンバーファームによる監査を受けております。
4. 当社の子会社であるIwaki Singapore Pte Ltd、IWAKIm SDN. BHD.、易威奇有限公司及び易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司は、KPMGメンバーファーム以外の監査法人の監査を受けております。
5. 当連結会計年度において、前連結会計年度に係る監査証明業に基づく報酬の追加報酬を10,776千円支払っております。

③ **非監査業務の内容**

連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告書の作成及びサポート業務等であります。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
- ②「コンプライアンス基本方針」には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。
- ③「コンプライアンス基本方針」遂行への取り組みとして、総務本部長が指名する委員長、取締役、監査役、執行役員、各本部長及び室長、社外専門家（当社顧問弁護士等）で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。
- ④財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。
- ⑤内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑦法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「社内通報に関する規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載がある文書及び情報等を「文書管理規程」・「営業秘密管理規程」の定めに従い、適切に管理する。
- ②取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記文書及び情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び当社グループにおけるリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め運用する。
- ②当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
- ②当社は、上記のとおり取締役会を定例的に開催するほか、社内取締役・社内監査役・執行役員が出席する「経営会議」を毎月1回開催し、そこでは取締役会より、専決事項以外で委譲された業務執行に関する基本的事項、重要事項及び予算関連事項の決議等を行う。
- ③また当社は、取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等が出席する「本部長会議」を毎月1回開催し、そこでは取締役会及び経営会議付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行う。
- ④業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部は、その目標達成に向け具体的行動計画を立案し実行する。
- ⑤「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「経営会議規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員、本部長、室長等の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社（関係会社）の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理については当社海外事業室が行い、諸事項については「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、関係会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、当社の取締役会又は関連する取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等の他、関係会社役員が出席する「関係会社経営会議」を定期的に開催し重要事項について審議、決定し、又は報告を義務付ける。

- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ会社（関係会社）におけるリスク管理体制の構築は、当社海外事業室による情報収集及び関係会社との情報の共有化を図ることを通じて、当社グループにおけるリスク管理体制の把握と体制の構築を図る。

- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結中期経営計画及び連結年度予算を達成するため、子会社の経営指導等にあたるとともに、関係会社経営会議等で情報の共有化を図り、連結ベースでの予算管理を徹底する。

- ④子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社は子会社に対して取締役を派遣し、当該取締役が各子会社における職務執行の監督を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように指導する。
- ロ. 当社は子会社に対して適宜監査役を現地に赴かせ、当該監査役が各子会社における職務執行の監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ハ. 子会社に対しては、当社内部監査室が定期的に内部監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かず監査が行われているが、監査役より要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ①前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとする。
- ②監査役より監査役を補助すべき要請を受けた当該使用人は、その要請に関して、取締役及び所属上長等の指揮・命令を受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び子会社の取締役その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ①監査役は、取締役会及び経営会議、本部長会議、関係会社経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。
- ②監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査役会に報告する。
- ③監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は執行役員・本部長・室長等にその説明を求める。
- ④当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ⑤当社海外事業室は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- ② 当社は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督し、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正する。

(10) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを速やかに行う。

(11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査計画を作成し、取締役会に対して報告する。
- ② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

リスク・コンプライアンス委員会及びリスク・コンプライアンス協議会の定期的な開催により、リスクの防止及び会社損失の最小化に取り組んでおります。

また、社内通報制度に社内窓口の他、外部顧問弁護士を社外窓口として設置し不正行為等の防止と早期是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

取締役職務の執行については、監査役会の定期開催をはじめ、会計監査人、内部監査室による三者ミーティングでの意見交換、情報共有を行い、監査役監査の実効性確保を図っております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,405,328	流 動 負 債	12,105,740
現 金 及 び 預 金	8,801,530	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,765,957
受 取 手 形	293,837	電 子 記 録 債 務	2,963,987
売 掛 金	7,764,500	短 期 借 入 金	1,087,960
電 子 記 録 債 権	4,939,418	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	155,000
有 価 証 券	80,933	リ ー ス 債 務	151,513
商 品 及 び 製 品	7,329,562	未 払 法 人 税 等	1,015,132
仕 掛 品	2,768,505	契 約 負 債	388,255
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,376,093	賞 与 引 当 金	1,318,346
そ の 他	1,107,158	役 員 賞 与 引 当 金	242,559
貸 倒 引 当 金	△56,213	製 品 保 証 引 当 金	83,680
固 定 資 産	16,745,489	そ の 他	2,933,348
有 形 固 定 資 産	8,663,380	固 定 負 債	3,935,104
建 物 及 び 構 築 物	3,742,606	長 期 借 入 金	857,500
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	607,525	リ ー ス 債 務	505,038
工 具 、 器 具 及 び 備 品	483,803	繰 延 税 金 負 債	1,726
土 地	1,060,990	退 職 給 付 に 係 る 負 債	94,263
リ ー ス 資 産	277,430	資 産 除 去 債 務	224,732
建 設 仮 勘 定	899,248	そ の 他	2,251,844
そ の 他	1,591,776	負 債 合 計	16,040,845
無 形 固 定 資 産	2,866,952	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	2,147,567	株 主 資 本	33,245,670
商 標 権	0	資 本 金	1,044,691
そ の 他	719,384	資 本 剰 余 金	786,971
投 資 そ の 他 の 資 産	5,215,156	利 益 剰 余 金	31,790,257
投 資 有 価 証 券	2,161,607	自 己 株 式	△376,249
繰 延 税 金 資 産	555,582	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,640,136
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,803,602	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,792
そ の 他	694,365	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,377,515
資 産 合 計	54,150,817	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,255,827
		非 支 配 株 主 持 分	224,165
		純 資 産 合 計	38,109,972
		負 債 純 資 産 合 計	54,150,817

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 売上 販売 営業 営業 受 受 持 そ 営 支 支 為 繰 そ 経 特 特 固 投 在 為 特 固 減 税 法 法 当 非 親	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	高 価 益 費 益 息 金 利 益 他 用 息 料 損 費 用 他 益 益 却 益 う 崩 益 失 失 税 額 益 益 利 益 益	45,763,291 27,264,917 18,498,374 12,653,216 5,845,157 117,877 57,963 488,344 132,167 796,352 83,887 3,580 19,354 9,778 7,816 124,416 6,517,093 874 1,679 21,509 24,063 5,270 12,037 17,307 6,523,849 1,945,667 △13,126 1,932,540 4,591,308 123,135 4,468,172
	原 利 管 理 利 外 利 配 当 の 費 利 手 数 差 に 係 る 費 用 の 利 益 利 益 却 益 う 崩 益 失 失 税 額 益 益 利 益 益		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		
	上 上 費 業 業 取 取 分 そ 業 支 支 為 繰 そ 常 別 固 資 有 外 子 替 別 固 資 減 金 税 法 法 当 非 親		

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,044,691	713,604	28,780,249	△411,211	30,127,333
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,458,164		△1,458,164
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,468,172		4,468,172
自 己 株 式 の 取 得				△204	△204
自 己 株 式 の 処 分		73,367		35,166	108,533
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	－	73,367	3,010,008	34,961	3,118,337
当連結会計年度末残高	1,044,691	786,971	31,790,257	△376,249	33,245,670

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	3,319	2,073,255	1,078,125	3,154,700	239,636	33,521,671
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,458,164
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,468,172
自 己 株 式 の 取 得						△204
自 己 株 式 の 処 分						108,533
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	3,472	1,304,260	177,701	1,485,435	△15,471	1,469,963
当連結会計年度変動額合計	3,472	1,304,260	177,701	1,485,435	△15,471	4,588,300
当連結会計年度末残高	6,792	3,377,515	1,255,827	4,640,136	224,165	38,109,972

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 14社
- ・連結子会社の名称
Iwaki America Incorporated
Iwaki Europe GmbH
Iwaki Singapore Pte Ltd
IWAKIm SDN. BHD.
易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司
易威奇有限公司
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.
Iwaki Nordic A/S
Iwaki Suomi Oy
Iwaki Norge AS
Iwaki Sverige AB
広州保税区易威奇工贸有限公司
易威奇化工泵（広東）有限公司
易威奇泵业贸易（深圳）有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1 社
- ・非連結子会社の名称 IWP Holding Company Limited
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1 社
- ・非連結子会社の名称 IWP Holding Company Limited

② 持分法を適用した関連会社の状況

- ・関連会社の数 4 社
- ・関連会社の名称
Iwaki Pumps Australia Pty. Ltd.
億昇幫浦股份有限公司
IWAKI KOREA CO., LTD.
IWAKI (THAILAND) CO., LTD.

- ③ 持分法を適用していない関連会社の状況
- ・ 関連会社の数 1 社
 - ・ 関連会社の名称 IWAKI Belgium n.v.
 - ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金（共に持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- ④ 持分法適用手続に関する特記事項
- 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社14社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. その他有価証券
- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
- 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等
- 移動平均法による原価法を採用しております。
- ロ. 棚卸資産
- 商品及び原材料
- 当社は月次総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。
- 仕掛品
- 当社は個別法又は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。
- 製品
- 当社は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

商標権については、主として15年で償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また連結子会社は主として貸倒懸念債権等特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 製品保証引当金

販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、年金資産の額が確定給付年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、投資その他の資産の「退職給付に係る資産」に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	7,329,562千円
② 仕掛品	2,768,505千円
③ 原材料及び貯蔵品	4,376,093千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産の評価基準及び評価方法は「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 ロ. 棚卸資産」に記載の通りであり、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。

また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために過去の販売実績及び廃棄実績に基づき決定した方針により、定期的に帳簿価額を切り下げております。

しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等により、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,809,385千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	5,100,000千円
借入実行残高	—
差引額	5,100,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,490,910株	—	—	22,490,910株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	410,809株	68株	35,124株	375,753株

(注) 自己株式の減少35,124株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	905,284千円	41円00銭	2024年3月31日	2024年6月28日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	552,880千円	25円00銭	2024年9月30日	2024年12月2日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	995,182千円	45円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、概ね4ヶ月以内の支払期日であります。

また、部材・製品の輸入に伴う一部の営業債務は外貨建てであり為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、外貨建て営業債権の為替変動リスクのヘッジと、連結子会社株式の追加取得を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握するとともに、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,402,145千円）は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	759,461	759,461	－
資産計	759,461	759,461	－

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済の長期借入金を含む）	1,012,500	1,026,018	13,518
負債計	1,012,500	1,026,018	13,518

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	759,461	—	—	759,461

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1年内返済の 長期借入金を含む）	—	1,026,018	—	1,026,018

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標に当社信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	8,801,530	—	—	—
受取手形	293,837	—	—	—
売掛金	7,764,500	—	—	—
電子記録債権	4,939,418	—	—	—
合計	21,799,287	—	—	—

(注3) 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	1,087,960	—	—	—	—	—
1年内返済予定 の長期借入金	155,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	155,000	380,000	105,000	105,000	112,500
リース債務	151,513	351,325	71,158	52,684	27,755	2,113
合計	1,394,473	506,325	226,158	432,684	132,755	64,613

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	日本	ヨーロッパ	アメリカ	アジア	中国	その他	合計
顧客との 契約から 生じる収益	21,704,206	6,022,110	7,241,310	2,778,606	5,619,113	2,397,943	45,763,291
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客へ の売上高	21,704,206	6,022,110	7,241,310	2,778,606	5,619,113	2,397,943	45,763,291

(注) 顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,377,111千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,997,757千円
契約資産（期首残高）	167,189千円
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	529,095千円
契約負債（期末残高）	388,255千円

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約において、収益を認識したが、未請求の作業等に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、529,095千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が167,189千円減少した主な理由は、Iwaki America Incorporatedの大型システム工事契約に関し、客先への請求が全額なされたことによるものです。また、当連結会計年度において、契約負債が140,840千円減少した主な理由は、前受金の受け取りによる増加が、収益認識による減少を下回ったことによるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,713円11銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 202円15銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,728,385	流動負債	9,680,291
現金及び預金	4,500,330	支払手形	46,422
受取手形	261,065	電子記録債権	2,963,987
電子記録債権	4,939,418	買掛金	1,264,966
売掛金	5,722,522	短期借入金	1,087,960
商品及び製品	3,916,806	1年内返済予定の長期借入金	155,000
仕掛品	2,765,982	リース負債	81,089
原材料及び貯蔵品	3,236,697	未払金	1,316,770
その他の	385,671	未払費用	396,410
貸倒引当金	△110	未払法人税等	748,198
固定資産	12,381,488	契約負債	16,617
有形固定資産	5,836,155	賞与引当金	1,024,283
建物	2,977,773	役員賞与引当金	109,902
構築物	155,284	製品保証引当金	72,456
機械及び装置	317,172	その他の負債	396,226
車両運搬具	0	固定負債	1,962,369
工具、器具及び備品	278,512	長期借入金	857,500
土地	978,035	リース負債	184,030
リース資産	230,129	退職給付引当金	31,385
建設仮勘定	899,248	資産除去負債	224,732
無形固定資産	522,164	その他の	664,720
ソフトウェア	501,440	負債合計	11,642,660
ソフトウェア仮勘定	20,652	(純資産の部)	
その他の	72	株主資本	26,467,144
投資その他の資産	6,023,168	資本	1,044,691
投資有価証券	47,555	資本剰余金	777,535
関係会社株式	5,087,545	資本準備金	664,691
繰延税金資産	530,816	その他資本剰余金	112,844
その他の	357,250	利益剰余金	25,021,167
資産合計	38,109,874	利益準備金	95,000
		その他利益剰余金	24,926,167
		別途積立金	8,000,000
		繰越利益剰余金	16,926,167
		自己株式	△376,249
		評価・換算差額等	69
		その他有価証券評価差額金	69
		純資産合計	26,467,213
		負債純資産合計	38,109,874

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上 売上 販売 営業 営	上 上 費 及 業 業	上 総 び 一 外	原 利 管 理 費 益 益	高 価 益 費 益 益		29,627,286
						20,093,763
						9,533,523
営 営 営 営 営	業 業 業 業 業	外 外 外 外 外	利 収 利 当 費 利 数 差 の 利 損 純 利 益	息 金 他 息 料 損 他 益 益 失 損 益 税 額 益		6,648,753
						2,884,770
						2,568,675
経 特 特 税 法 法 当	常 別 別 引 前 期	価 証 券 売 却 益 損 除 却 損 純 利 益	利 利 損 純 利 益	益 益 失 損 益 税 額 益		2,568,675
						91,151
						5,362,295
税 法 法 当	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 益	人 税 等 調 整 純 利 益	人 税 等 調 整 純 利 益	人 税 等 調 整 純 利 益		1,679
						5,106
						5,358,867
当 期 純 利 益	期 純 利 益	期 純 利 益	期 純 利 益	期 純 利 益		1,171,331
						4,187,536

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	1,044,691	664,691	39,477	704,168	95,000	8,000,000
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			73,367	73,367		
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)						
当期変動額合計	－	－	73,367	73,367	－	－
当 期 末 残 高	1,044,691	664,691	112,844	777,535	95,000	8,000,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	14,196,795	22,291,795	△411,211	23,629,443	110	23,629,554
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△1,458,164	△1,458,164		△1,458,164		△1,458,164
当 期 純 利 益	4,187,536	4,187,536		4,187,536		4,187,536
自己株式の取得			△204	△204		△204
自己株式の処分			35,166	108,533		108,533
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)					△41	△41
当 期 変 動 額 合 計	2,729,372	2,729,372	34,961	2,837,700	△41	2,837,659
当 期 末 残 高	16,926,167	25,021,167	△376,249	26,467,144	69	26,467,213

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法又は先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 3～35年

機械及び装置 3～15年

車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 (退職給付見込額の期間帰属方法) 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 (過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法) 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
⑤ 製品保証引当金	販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当事業年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

- (4) 重要な収益及び費用の計上基準 当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- また、輸出版売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
- 製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|------------|-------------|
| ① 商品及び製品 | 3,916,806千円 |
| ② 仕掛品 | 2,765,982千円 |
| ③ 原材料及び貯蔵品 | 3,236,697千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (棚卸資産の評価) (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,927,880千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,835,269千円 |
| 長期金銭債権 | 86,329千円 |
| 短期金銭債務 | 9,601千円 |

(3)当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	5,100,000千円
借入実行残高	—
差引額	5,100,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,667,285千円
仕入高	39,543千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	1,248千円
受取配当金	2,463,786千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	410,809株	68株	35,124株	375,753株

(注) 自己株式の減少35,124株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	313,635千円
役員賞与引当金	33,652千円
棚卸資産評価損	299,700千円
未払事業税等	26,353千円
未払費用	46,504千円
関係会社株式評価損	629,831千円
退職給付引当金	9,610千円
土地減損損失	114,396千円
資産除去債務	70,835千円
その他	192,941千円
繰延税金資産小計	1,737,461千円
評価性引当額	△1,195,041千円
繰延税金資産合計	542,419千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,603千円
繰延税金負債合計	△11,603千円
繰延税金資産の純額	530,816千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藤中 茂	(被所有) 直接 8.34% 間接16.09%	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	46,458	—	—
役員	打田 秀樹	(被所有) 直接 0.73%	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	27,652	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	Iwaki America Incorporated	Holliston, Massachusetts, USA	7,735 米ドル	当社製ポンプの組立及び販売並びに制御機器の製造及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 同社製品・部品の仕入	当 社 製 品 ・ 部 品 の 販 売	2,332,408	売掛金	522,341
子会社	Iwaki Europe GmbH	Willich, Germany	511,291.88 ユーロ	当社製ポンプの組立及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 他 社 製 品 の 仕 入	当 社 製 品 ・ 部 品 の 販 売	1,282,620	売掛金	433,476
子会社	易威奇有限公司	香港	12,800,000 香港ドル	当社製ポンプの販売	100.0	当社製品・部品の販売	当 社 製 品 ・ 部 品 の 販 売	1,268,224	売掛金	316,365

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記各社への当社製品の販売価格については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,196円79銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 189円45銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社イワキ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 矢 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 松 通 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イワキの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イワキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

(次頁へ続く)

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

(次頁へ続く)

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月13日

株式会社イワキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 矢 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 松 通 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イワキの2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

(次頁へ続く)

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

(次頁へ続く)

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁へ続く）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

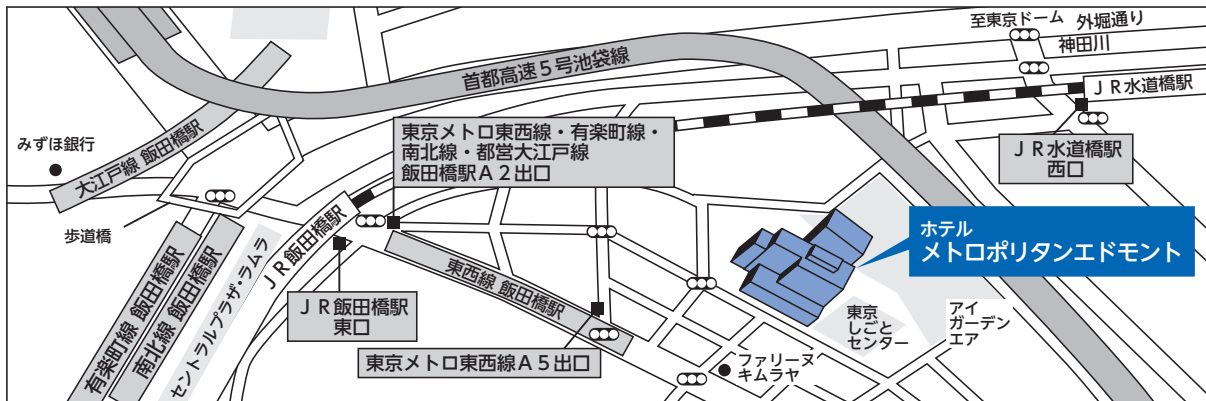
会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株 式 会 社	イ	ワ	キ	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	小	島	隆 史	ⓐ
常 勤 監 査 役	三	宅	一 郎	ⓑ
社 外 監 査 役	長	澤	正 浩	ⓒ
社 外 監 査 役	細	谷	義 徳	ⓓ

以 上

【会場】 ホテルメトロポリタンエドモント 2階 万里
東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
連絡先 03 (3237) 1111



4

交差点「飯田橋二丁目」を左折すると正面にホテルメトロポリタンエドモントが「ござ」います。(パン屋「キムラヤ」が目印)

コエキク

当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

アクセスキー 6237D5jF



スマートフォンから
カメラ機能でQRコードを読み取り
QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 ☒ koekiku@pronexus.co.jp

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。